

平成22年度「ひまわり商品券 2010 追加販売」取扱店注意事項

1 商品券・有効期限の確認

- ・ 2割のプレミアムが付いて1人3万円まで購入できます。(例、3万円で3万6千円分の商品券が購入できます。)
- ・ 前回購入された方も、今回新たな販売となり購入できます。
- ・ 追加販売の商品券は、前回発行の商品券とデザイン・大きさが異なりますが、使用は前回発行と追加発行併せて使用できます。
- ・ 本券の有効期限は、**平成23年3月21日(月)**までです。
(前回発行の商品券の有効期限は、平成23年3月30日(水)となっており、期限が異なりますのでご注意ください。)
- ・ 「商品券のデザイン、使用期限が異なる理由」は、今回発行分は鹿児島県の補助事業(口蹄疫影響による経済対策)を活用し、補助事業の事務手続きの関係で換金を年度内で完結する必要があるためです。ご理解ください。)

2 取扱店ポスターの店頭の掲示について

- ・ 今回送付しましたポスターは、届き次第前回配布分と張替えて掲示していただき、ご来店して頂いたお客様に対しましてPR方よろしくお願ひします。

3 換金方法 ※取扱加盟店の方はご確認ください！！

- ・ 換金期限(市から取扱店への支払い。)

平成23年3月31日(木)が支払い期限となりますので、事務の都合上、それ以降は換金できませんので、平成23年3月22日(火)までに商工会で換金手続きをしてください。

- ・ 提出書類

① プレミアム商品券換金請求書

2回目以降の換金用に、様式をコピーしてご使用ください

記入漏れがないようご注意ください(印鑑、名義フリガナ等)

注) ※前回発行のひまわり商品券 2010 と追加発行の換金請求は、別々に請求(請求書は同じ様式)して下さい。

② 通帳の写し

前回の商品券事業で提出されている取扱店は、提出の必要はありません。

新規取扱店及び前回登録してある口座名義等が変更になった取扱店は提出してください。

その際の写しの提出は、初回の換金時のみで結構です。

③ 使用済み商品券

裏面に必ず、使用における事故防止のためお店の座判を押印してください。

- ・ 換金請求提出先

志布志市商工会(各支所でも受付可)

4 口座振込日

- ・ 志布志市商工会に毎週木曜日までに受付された換金請求書を翌日の金曜日に市に提出し、取扱店の指定口座の入金日は、受付日翌週の金曜日としております。ただし、使用済み商品券の枚数確認及び請求書の記載不備などがあり、振込みが数日遅れることがあると思われますので、十分に確認の上手続きをされますようお願いいたします。

5 問合せ先

- ・ 志布志市役所 港湾商工課 商工振興係 ☎474-1111 内線(285)
- ・ 志布志市商工会 本所 ☎472-1108